

# 議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会8月総会

日 時 令和6年8月26日(月)午後3時00分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階 大ホール

日 程

- 第1 指定第9号 会期の決定について
- 第2 指定第10号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第10号 非農地証明事務処理報告
- 第5 報告第11号 農地法第4条による許可申請の取消しについて
- 第6 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第22号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第9 その他

〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 欠席 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 欠席 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 欠席
- 11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 欠員
- 16. 中原 英昭 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
- 20. 欠席 21. 欠席 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 欠席 26. 甲把 雄 27. 欠席 28. 大西 博之 29. 石田 芳秋
- 30. 欠席 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 欠席 34. 平野 直人
- 35. 山崎 力 36. 上野 渡 37. 欠席 38. 秋田 公幸 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 3 廣井 栄治 6 下元 誠一郎 10 東出 一茂 20 中城 康子 21 岡村 博晶
- 25 常石 幸浩 27 市川 正司 30 澤田 憲男 33 橋本 健太郎 37 佐々木 通

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。雨模様ということでございます。また、台風の方が接近をしております、高知県にも影響があるんじゃないかというような形の台風が来ております。その関係もありまして、何名かお休みの方もおります。

今回でこの体制での総会が最後となります。皆さんには三年間大変、お世話になりました。どうもありがとうございました。ご苦労様でした。後からまた局長の方からもご紹介があると思いますが、今期で退任される方が8名おられるということで、8名の方は本当に三年間またそれ以上長年にわたりまして、ご協力ご指導賜りましてありがとうございます。9月1日より新体制になるわけですが、我々の仕事は8月31日まででございますので、今日はこの後、雨の心配もありますが、研修の方もございます。本当は、暑い時に総会をやって涼しくなってから研修しようという段取りでしたが、最初からこんな雨なんで段取りがくるいました。研修後、この任期最後の懇親会という形で、構えておりますので、今日は最後までよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会8月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号32番 山本奨一委員にお願いします。

それではご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後でございます。

32番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、3番 廣井栄治委員、6番 下元誠一郎委員、10番 東出一茂委員、20番 中城康子委員、21番 岡村博品委員、25番 常石幸浩委員、27番 市川正司委員、30番 澤田憲男委員、33番 橋本健太郎委員、37番 佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員15名、推進委員13名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第9号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会8月総会の会期は、令和6年8月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。  
次に、日程第 2、指定第 10 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 2 番 掛水誠幸委員と 35 番 山崎力委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 9 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」を報告します。  
議案書は、3 ページです。  
件数につきましては、窪川地域 2 件になります。  
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。  
番号 1 番 土地の所在地、床鍋字下鎌ゲタ 81 番 2、地目、畑、面積、360 m<sup>2</sup>、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積、計 5,355 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 6 年 8 月 5 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。  
番号 2 番 土地の所在地、黒石字戸樋箇瀬 1295 番、地目、田、面積、1,304 m<sup>2</sup>、外 6 筆あり、合計 7 筆、面積、計 7,410 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 6 年 8 月 8 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第 9 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第 9 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 10 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 10 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。  
今月は窪川地域から 3 件、西部地域から 1 件となっております。  
番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。日野地字ヤカシロ 317 番、地目、畑、面積、42 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 56 年ころより農道の一部と資材置き場

となり現在に至っております。令和6年7月11日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。米奥字奥ノ谷258番10、地目、畑、面積、15㎡です。申請地は昭和61年10月1日公衆用道路と畑に分筆され、そのころから庭木を植え現在に至っております。令和6年7月11日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。壺斗俵字石ガサコ583番1、地目、畑、面積420㎡です。申請地は平成4年から建物敷地となって、現在に至っております。令和6年8月5日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号4番、添付資料は7ページから8ページをご覧ください。土地の所在地は、十和川口字ホリキ395番6、地目、畑、面積、48㎡です。申請地は、20年以上前から宅地への進入路となっており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和6年7月30日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

説明は以上です。

議長 報告第10号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

35番 未定って書いているけどどういう土地になっているのでしょうか。

事務局 集成図の方の未定ということやと思うんですけど、筆界未定な形でこの中に番地が2つあるということです。境界がわからない筆ということになってます。

議長 他に何かございませんか。  
特になければ、報告第10号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第11号「農地法第4条による許可申請の取り消しについて」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第11号 「農地法第4条による許可申請の取消しについて」報告いたします。  
議案書は、5ページです。

取下げ議案番号は、平成 30 年度 1 月総会、議案第 28 号 番号 1。土地の所在は、宮内字神道田、1068 番 2、登記地目は畑です。転用目的は墓地です。取下げ理由については、経済的な面や諸事情のためと伺っております。以上です。

議長 報告第 11 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 事務処理報告ですので、特に質問があるわけではなくて、私の担当のところでございまして、さっき聞いてもらったように決定年月日はもう古くなりました。  
毎年のように、もうそろそろ納骨堂の建設始めんかよって行きよったんですけど、最終的に、高岡神社の方に両親の遺骨については預けたということで、本人もやがてそちらの方へ入るということで、納骨堂建ってもあと管理する人もおりませんので、納骨堂の建設を中止したという諸事情があります。以上です。

議長 他に何かありませんか。  
16 番 中原英昭委員。

16 番 取り下げをわざわざやるっていうのは、掛水誠幸さんが指導した結果、取り下げ事由が出たのか、それとも別の何かがあって、取り下げ事由を出さなあかんかったのか気になるんですけど。

事務局 転用については、確実にその転用行為がされるということが必須ですので完了したら完了報告を農業委員会を通じて県の方に出さなければいけないのですが、それが出されてないところについてはいつ転用するのかというのを追っていきます。それで、状況によってこういう転用ができなくなった場合は取り下げ、取り消しの手続きをして県に許可証を返還するという事務手続きが出てくるところです。

議長 他に質疑等ございませんでしょうか。  
特になければ、報告第 11 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。  
議案書は 6 ページです。  
申請地の位置は添付資料の 9 ページからご覧ください。  
件数につきましては西部地域の 1 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1について説明します。土地の所在地、昭和字神畝341番6、地目、畑、面積824㎡です。外6筆あり計7筆、面積は1,628㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、果樹、ナバナを栽培する予定となっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第20号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足をお願いします。  
12番 竹村加壽子委員。

12番 番号1番について23日に譲渡人、譲受人の両者から確認しました。現況は畑です。ナバナや家庭菜園として利用していました。譲受人は農地を現状のように活用するということです。譲受人は年間150日以上農作業に従事していることを確認しました。取得する農地は周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。譲渡人は高齢のため、息子たちが元気なうちに一緒に暮らさないかということで、全てを処分して息子のところへ行くこととなり、売買に至ったとのこと。譲受人は地域の担い手でもあり、意欲的に畑も田んぼも作っておりますので、以上の確認の結果、番号1の所有権移転は何ら問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第20号について質疑を許します。質疑はありますか。  
11番 土居稔委員。

11番 9ページの左の方に公衆用道路がありますけど、その下に今回の譲渡人の田んぼがあるように記憶してるんですけど、その譲渡の話はなかったんでしょうか。

12番 道路の下の田んぼは子供たちが作るということで譲渡はされてないようです。

議長 他に質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第20号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 21 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。

議案書 7 ページ、今回は西部地域から 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 10 から 11 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在地、上宮字下モ屋敷 50 番、地目、畑、面積 162 m<sup>2</sup> の内 16.01 m<sup>2</sup> です。権利事由は使用貸借権設定です。貸人、借人は記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、近くに公営の墓地もなく、適地を探していたところ隣にあるこの土地が最適と考え納骨堂を新設するものです。農地区分ですが、申請地は 10 ヘクタール以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、同意ありの畑のほか、宅地、公衆用道路となっております。土地の造成計画については、整地後に砂利敷きとする計画です。進入路については、西側の自宅敷地より直接進入をします。排水計画については、雨水のみで自然浸透する計画です。また、関係法令については、墓地埋葬法の申請中であることを担当課で確認しております。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費以上であることを確認しております。事務局からは以上です。

議長 議案第 21 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。

17 番 宮脇眞弓委員。

17 番 8 月 22 日に両者に確認をしてきました。現況は家庭菜園の一部で、必要最小限の計画で作るということで問題はないと思います。周辺農地にも影響はないと考えております。以上確認の結果、番号 1 番は問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書は 8 ページです。添付資料については 12 ページからになります。  
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 9 月 2 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。  
件数につきましては窪川地域の 3 件です。  
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。  
番号 1 番については、農地中間管理機構を通した売買となります。6 月に所有者から農地中間管理機構へ所有権を移転することを審議頂いた案件の農地中間管理機構から耕作者へ所有権が移る案件です。  
番号 1 番 土地の所在地、若井川字神田 1374 番、地目、田、面積は 2,516 m<sup>2</sup>、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 7,256 m<sup>2</sup>です。設定は新規になります。作物は飼料作物を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転の設定です。  
番号 2 番から番号 3 番については農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。  
続いて番号 2 番 土地の所在地、黒石字山ノ下 1571 番、地目、田、面積 2,723 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 5,840 m<sup>2</sup>です。  
設定は新規になります。期間は令和 6 年 9 月 2 日から令和 8 年 5 月 5 日までの 1 年 8 ヶ月です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。  
番号 3 番 土地の所在地、窪川中津川字上栗ノ木 643 番、地目、田、面積 2,004 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり合計 2 筆、面積計 2,414 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 22 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。

23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 1 番について 8 月 23 日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は田で譲受人は乳牛を飼育する酪農家で認定農業者でもあります。取得する田では、飼料作物を栽培する予定で、田の排水管理も問題なく、売買による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして番号 2 番について、9 番 山本道雄委員。

9 番 8 月 23 日に澤田委員により依頼がありましたので、代読をさせていただきます。番号 2 番について借受人から確認を取りました。借受人は地域の担い手でもありまして、また年間 300 日以上農作業も従事しております。新規設定でもあり、特に問題はないと判断できますということです。以上です。

議長 続きまして番号 3 番について、事務局。

事務局 市川正司委員より補足説明を預かっております。借受人は松葉川でもトップクラスの担い手です。田はとてもきれいに耕作しています。家族で経営し、周囲の方とも仲良く農業をしております。耕作日数が 300 日とありますが 360 日ほどは耕作しているんじゃないかと思えます。更新でもあり、問題ないと思えますとのことです。以上です。

議長 議案書 22 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
11 番 土居稔委員。

11 番 すいません、教えていただきたいんですけど、添付資料の 14 ページですけどその中で所有権という内容の(B)の対価の手数料というのがあって 1%なんですけど、この 1%の手数料はどこまで対応してくれるのかっていうのがよくわからないんですけど、例えば登記だとかそういった費用なんかはこの手数料で対応してくれるのかそれは別なのか、単純に手間賃として 1%取るようになっているのかいうところを教えてくださいましたらと思います。

事務局 登記の手続きなんかは、農業公社の方が行ってくれます。登記の印紙代などはかからないと聞いております。以上です。

議長 他に何かありませんか。  
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 登記費用はかからないんですが、何万までが、普通やったら税金の対象があるはずですが、なんぼまで税の免除があるか教えてください。

事務局 譲渡取得の特別控除が 800 万まで受けられるようになっております。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。

事務局 令和 6 年 5 月 30 日付で町長に提出いたしました意見書につきまして、7 月 30 日に町長より回答いただきましたので、簡単に説明をさせていただきます。資料の 28 ページです。

農村維持への対策 農業用機械購入の支援では「個人への農業用機械購入の支援について検討されたい」に対して、「現在の国が推進する農業施策（大規模農業による集積・集約化等の推進）とは逆行する施策であるため、町の事業として検討するうえでも慎重な判断が求められるものと考えております。国・県など幅広い支援制度についても研究しながら今後も地域農業のあり方や実情に沿った支援策について関係機関とともに協議検討してまいります。」という回答をいただきました。

水路整備の対策では「早急な水路改修を実施されたい」に対して「農業競争力強化基盤整備事業」及び「農地耕作条件改善事業」の 2 事業を基本とし、それぞれの事業主体が実施をしているところです。」という回答をいただきました。

集落営農組織の維持では「集落営農組織などへの農業用機械更新時の補助制度導入については、例えばスマート農業対応の農業用機械への更新であれば活用可能な補助事業の創設などを検討されたい。また共同倉庫やその敷地等に係る固定資産税の減免や運搬車の減免についても検討されたい。」に対して「農業用機械の更新補助制度につきましては、令和 6 年度より県単独事業に集落営農組織等の営農継続に向けた支援策として経営面積を維持又は拡大することを前提に機械の高度化を図るものについて「経営維持支援区分」が新たに創設され、町の上乗せ補助も合わせて一定要件のもと事業申請が可能となっております。

また減免に対しては様々な業種間との公正・公平性の観点からも現時点では難しい

課題であると認識しています。」という回答をいただきました。

新規就農者の確保対策 新規就農者の確保では「全国から新たな担い手を呼び込めるような Web サイトへのリニューアルを提案したい。また就農者が安心して暮らし、農業経営に専念できるよう、農家住宅等の整備を行っていただきたい。」に対して「町の新規就農者向けの HP につきましては、農家の方や関係事業者と協議しながら魅力的でわかりやすい、デザイン性に優れた HP の作成に取り組んでいきたいと考えます。また、住宅整備につきましては、町営住宅や移住担当部署等との横断的な連携も図りつつ、適切な支援策を引き続き検討してまいります。」という回答をいただきました。

新規就農者への農業者年金の普及啓発活動では「関係機関として新規就農者に対して農業者年金制度の普及啓発に取り組んでいただきたい。」に対して「新規就農者へ丁寧に説明しながら農業者年金へ加入していただけるよう普及啓発の取り組みを継続してまいります。」という回答をいただきました。

その他、2020 年意見書の進捗状況も回答いただいておりますので、確認していただければと思います。

以上簡単ではございますが報告とさせていただきます。

議長 局長から意見書の回答について説明がございました。建議検討委員の皆さんには色々ご苦労いただきまして、今回の意見書を出していただきまして、こういう回答いただきました。これに対しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長 今回は絞ったような形で回答をいただくと。少し踏み込んだ部分での回答ももらっているところもありますし、相変わらずなかなか難しいというところの回答もあるように見受けられます。こういった活動は農業委員会といたしまして、この3年の中で1回は意見書をと、それから町から回答いただくということになっておりますので、これからも引き続きこういう活動をしていきたいと思っております。何かこの件でないでしょうか。建議検討委員さんご苦労様でございました。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。  
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。  
ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会8月総会を閉会いたします。  
礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

---

署名委員 2 番

---

署名委員 35 番

---